

実質化された人・農地プラン（集落）

| 市町村名 | 現在の人・農地プラン名（地区内集落名） | 作成年月日 | 直近の更新年月日 |
|------|---------------------|-----------|----------|
| 真岡市 | 真岡地区（熊倉町、熊倉一丁目～三丁目） | 令和3年3月12日 | 令和 年 月 日 |

1 対象地区的現状

| | |
|--------------------------------------|----------|
| ①地区内の耕地面積 | 27.68 ha |
| ②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計 | 24.10 ha |
| ③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計 | 7.96 ha |
| i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計 | 0.54 ha |
| ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計 | 1.90 ha |
| ④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 | 0.83 ha |

2 対象地区的課題

中心経営体や多様な農業者が地域農業を支えている。将来的に規模縮小または離農する農家が出てくる可能性があるため、農地バンク等を活用し、規模拡大の意向がある中心経営体への農地の集積を検討していく必要がある。
市街化区域に関しては、大規模な集約は難しい。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用は、中心経営体が担うほか、中心経営体への農地集積を一層進めるとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針（任意記載事項）

農地中間管理機構の活用方針

将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は出し手・受け手にかかわらず原則として、農地を機構に貸し付けていく。中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて中心経営体への貸付けを進めていく。